

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 1 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学法人・学校法人事務局  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について

麻しんに関する特定感染症予防指針については、「麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく協力依頼について」（平成 2 0 年 2 月 5 日付け 1 9 ス学健第 3 1 号）で通知したところですが、別紙 2 のとおり、同指針が一部改正されたため、厚生労働省健康局結核感染症課長から周知の依頼がありました（平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日付け 健感発 1 2 1 4 第 2 号）。

今回の一部改正においては、麻しんを取り巻く現状の変化等を踏まえ、麻しん排除に向けた新たな目標の設定や、麻しん患者が一例でも発生した場合の迅速な対応の強化を規定するなどの新たな方向性が示されています。

麻しんは、学校保健安全法施行規則第 1 8 条において、学校において予防すべき感染症として規定されているなど、学校における適切な感染症対策が強く望まれている感染症の一つです。別紙 1 のとおり、今回の改正事項も踏まえ、引き続き、適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、それぞれ周知くださるようお願いいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

FAX : 03-6734-2960